

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会  
第1回 議事要旨

- 1 開催日時：令和4年12月22日（木） 14時00分～16時00分
- 2 開催場所：泉佐野市田尻町清掃施設組合 第一事業所 3階会議室
- 3 出席者  
委員：水谷 聡（会長）、吉田 登（副会長）、池田 直樹、蓑田 哲生  
事務局：梅谷局長、田平参事、中橋主幹、北野係長（泉佐野市田尻町清掃施設組合）  
関係者：辻住民部長、寺島生活環境課長（田尻町）、伊藤、糸賀（(株)建設技術研究所）  
傍聴者：2人
- 4 次第
  - (1) 開会
  - (2) 管理者挨拶
  - (3) 委員紹介
  - (4) 事務局職員紹介
  - (5) 議題
    - ア 会長及び副会長の選任について
    - イ 委員会の設置等について
    - ウ 会議の運営方法について
      - (ア) 会議の公開及び傍聴について
      - (イ) Web 会議での出席の取扱いについて
      - (ウ) 関係者の出席の承認について
    - エ 諮問について
    - オ 協議（報告）事項
      - (ア) 新ごみ処理施設整備基本計画の概要について
      - (イ) 新ごみ処理施設整備基本計画の見直しについて
      - (ウ) 事業のスケジュールについて
    - カ その他
  - (6) 閉会

## 5 配布資料

- 資料 1 泉佐野市田尻町清掃施設組合附属機関条例
- 資料 2 泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会規則
- 資料 3 泉佐野市田尻町清掃施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償についての条例の一部を改正する条例
- 資料 4 委員名簿
- 資料 5 会議公開に関する指針及び指針解説
- 資料 6 泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の会議の傍聴に関する要綱
- 資料 7 泉佐野市情報公開条例（平成 11 年泉佐野市条例第 27 号）第 6 条抜粋
- 資料 8 Web 会議システムを利用した会議の出席について
- 資料 9 諮問書(写し)
- 資料 10 新ごみ処理施設整備基本計画変更書（案）（泉佐野市・田尻町・熊取町）
- 資料 11 建設予定地新旧配置比較図
- 資料 12 エネルギー回収施設規模の再検討
- 資料 13 事業スケジュール（案）

## 6 議事要旨

- (1) 会長及び副会長の選任について  
会長に水谷委員を、副会長に吉田委員をそれぞれ選出する。
- (2) 委員会の設置等について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の附属機関として設置したもの。
- (3) 会議の運営方法について
  - ア 会議の公開及び傍聴について  
傍聴に関して、10 名とする。
  - イ Web 会議での出席の取扱いについて  
会場参集を原則とするが、会長が必要と認めるときは、Web 会議システムを利用して会議に出席することができる。
  - ウ 関係者の出席の承認について  
関係市町の廃棄物担当者及び(株)建設技術研究所の担当者の出席を承認する。

(4) 諮問について

⇒ 委員からの意見なし

(5) 報告及び協議事項

ア 新ごみ処理施設整備基本計画の概要について

「新ごみ処理施設整備基本計画」の概要について説明を行う。

⇒ 委員からの意見なし

イ 新ごみ処理施設整備基本計画の見直しについて

(ア) 施設位置の変更について

当初の立地選定は、市有地を対象とした建設候補地から用地選定を行い、組合が単独で事業を実施する計画としていたが、その後、泉佐野市において区画整理事業が実施されることになり、当該事業に建設候補地が組み込まれることになった。そのため、区画整理事業地内において、建設候補地の再評価を行ったところ、今回報告する建設候補地を最適地として選定した。(報告)

⇒ 委員からは、新しい建設候補地について、選定の経緯や区画整理事業との関係性等について確認等が行われた。

(イ) 施設規模の変更について

変更前の計画については、平成26年度から令和元年度までの6年分の実績を用いて将来のごみ量を推計していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度及び3年度を加えた8年分の実績を用いて推計したところ、当初計画していた240トン/日では処理能力不足となり、260トン/日の能力が求められる結果となった。しかしながら、令和4年度におけるごみ量の推移については、過去2年分に比べ減少傾向にあるため、令和4年度までを含めた将来の推計値を基に処理能力の見直しを行うこととしたい。

◀ 委員意見 ▶

⇒ コロナ禍での影響もあり、推計値自体がイレギュラーのものであるが、安易な解釈をせず、変更になったことに関して根拠を考察する必要がある。

⇒ 当面の処理能力の設定自体は仕方がない。しかし、2030年に向けて二酸化炭素排出量の半減を目指している現状において、発電するとはいえ、ごみを燃やすということに対して世論は厳しくなる。また、施設規模の拡大については市民に対する影響も大きいので、最終的な規模の決定については、慎重に対応すべきである。

ウ 事業のスケジュールについて

事務局より、事業全体及び事業者選定委員会の工程について説明を行う。

⇒ 委員からは、施設規模が未確定の状況において、要求水準書を作成することになる。10%程度の規模増加であることから、主要な設備等への影響は少ないと考えられるが、熱回収率は変動の影響を受けることとなる。最後まで熱回収に関する検討が不安定なままとなるが、第4回委員会の頃にはそれらの資料も示してほしい、との意見が出される。

#### エ 会長まとめ

以下の2点について承認する。建設候補地の変更については、変更後の新しい候補地で検討を進めること。施設規模の変更については、260トン/日で進めるのが安全であるということを理解した。ただし、手続としてはイレギュラーな対応であることから、引続きごみ排出傾向を分析し、説明に足る根拠を提示すること。令和4年度実績を追加した最終的な処理能力を後日報告すること。

#### 7 その他

次回の新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の開催は、年度明けの4月後半を予定している。各委員においては年明けの日程調整に御協力いただきたい。

#### 8 閉会